

平成22年度からの市・県民税の税制改正等について

税制改正等により、平成22年度から改正される市・県民税の主な内容を説明します。

県民税の均等割額が変更となりました！

平成22年度より、県民税均等割額が次のとおり変更となりました。

	平成21年度まで	平成22年度より
県民税均等割額	1,500円	1,700円

※今回の改正は森林環境税が、500円から700円とされたことによるものです。

65歳未満の人の公的年金等に係る市・県民税の納付方法が変わります！

公的年金等に係る市・県民税の納付方法は、平成21年度より年金からの特別徴収（年金天引き）または普通徴収のいずれかの方法によることになっておりましたが、年金からの特別徴収とならない65歳未満の人については、原則給与からの特別徴収税額へ合算することとなりました。

公的年金等からの特別徴収（天引き）がスタートします！

平成22年10月支給分の年金より、公的年金等に係る市・県民税が受給年金より特別徴収されます。

Q 口座振替との選択は出来ますか？

A 口座振替との選択は、地方税法の規定により出来ません。

Q 年金収入のみですが、今年度の税額はすべてが年金からの特別徴収ですか？

A 年金からの特別徴収は、10月受給分の年金より年税額の1/2が特別徴収されます。残りの1/2が普通徴収となります。年金以外の所得に係る市・県民税の徴収方法は変更ありません。

普通徴収（年税額の1/2）		特別徴収（本徴収 年税額の1/2）		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

〔問い合わせ先〕 大洲市役所税務課市民税係 TEL 0893-24-2111（内線129・130・131・132）
長浜支所総務課 TEL 0893-52-1111（代）
肱川支所総務課 TEL 0893-34-2311（代）
河辺支所総務課 TEL 0893-39-2111（代）
大洲市公式ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>